

委員会提出議案第1号

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月15日提出

提出者 議会運営委員長 大井 淳一朗

山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条」に、「第28条—第31条」を「第27条—第30条」に、「第32条・第33条」を「第31条・第32条」に、「第34条・第35条」を「第33条・第34条」に、「第36条」を「第35条」に改める。

第23条を次のように改める。

（議会広聴の充実）

第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。

第25条を削る。

第26条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 全員協議会記録

第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第7章中第28条を第27条とし、第29条から第31条までを1条ずつ繰り上げる。

第8章中第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。

第9章中第34条を第33条とし、第35条を第34条とする。

第10章中第36条を第35条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 説明責任を果たす議会 (第24条—<u>第26条</u>)</p> <p>第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等 (<u>第27条—第30条</u>)</p> <p>第8章 議会事務局等の体制整備 (<u>第31条・第32条</u>)</p> <p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続 (<u>第33条・第34条</u>)</p> <p>第10章 補則 (<u>第35条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(議会広聴の充実)</u></p> <p><u>第23条 議会は、多様な広聴手段を活用することにより、市民の意見を把握し、市政に反映させるため、議会広聴活動に努めます。</u></p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 説明責任を果たす議会 (第24条—<u>第27条</u>)</p> <p>第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等 (<u>第28条—第31条</u>)</p> <p>第8章 議会事務局等の体制整備 (<u>第32条・第33条</u>)</p> <p>第9章 他の条例等との関係及び見直し手続 (<u>第34条・第35条</u>)</p> <p>第10章 補則 (<u>第36条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(意見箱の設置)</u></p> <p><u>第23条 議会は、広く市民の声を聴くために意見箱を設置します。</u></p> <p><u>(市議会出前講座の実施)</u></p>

(情報の公開)

第25条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

(1)・(2) (略)

(3) 全員協議会記録

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

第26条 (略)

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

第27条 (略)

第28条 (略)

第29条 (略)

第30条 (略)

第8章 議会事務局等の体制整備

第31条 (略)

第25条 議会は、市民からの要請に応じてその有する情報を提供するため、市議会出前講座を行います。

2 出前講座に関することは、別に定めます。

(情報の公開)

第26条 議会及び議員は、市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

第27条 (略)

第7章 議員の政治倫理及び身分、待遇等

第28条 (略)

第29条 (略)

第30条 (略)

第31条 (略)

第8章 議会事務局等の体制整備

第32条 (略)

第32条 (略)

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

第33条 (略)

第34条 (略)

第10章 補則

第35条 (略)

第33条 (略)

第9章 他の条例等との関係及び見直し手続

第34条 (略)

第35条 (略)

第10章 補則

第36条 (略)